

大いなる困難を以て警成に之を指導者に任ずるに人  
木は一向の選労働に力を用ひて選出せしむる条件に之を協  
働の名を以て之を立候とすべし  
二、其他大いなる、標榜模範を以て協働を以て之を以て保  
為、

13. 4. 27  
24

四月十五日

大協労働協会の設立に力を用ひて之を以て保

大協労働協会の設立に力を用ひて之を以て保

大協労働協会の設立に力を用ひて之を以て保

大協労働協会の設立に力を用ひて之を以て保

也

一、出都者、

大協労働協会の設立に力を用ひて之を以て保

大協労働協会の設立に力を用ひて之を以て保

大協労働協会の設立に力を用ひて之を以て保

大協労働協会の設立に力を用ひて之を以て保

大協労働協会の設立に力を用ひて之を以て保

大協労働協会の設立に力を用ひて之を以て保

村上 兼次

山中 某

生野 益右衛門

田代 富士逸

田代 納

中橋 嘉三郎

財團協 議 會